

滋賀県消防協会定款変更新旧対照表

新	旧
<p>第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>3 <u>評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって通知しなければならない。</u></p>	<p>第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p>
<p>第27条 <u>会長、副会長及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p>	<p>第27条 <u>理事及び幹事は、無報酬とする。</u></p>
<p>第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。</p> <p>2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。</p> <p>3 <u>理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって通知しなければならない。</u></p>	<p>第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。</p> <p>2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。</p>

滋賀県消防協会役員及び評議員に対する報酬等規程変更新旧対照表

新	旧														
<p>(報酬等)</p> <p>第3条 この法人は、<u>会長、副会長（市長会長推薦の副会長を除く）および監事には、各種行事等に職務として出席した場合、報酬として別表に定める報酬額を支給する。</u></p> <p>(費用等の支払方法)</p> <p>第4条 この法人は、<u>前条に定める報酬のほか、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担する費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第3条 この法人は、<u>役員等に対して報酬等を支払わない。</u></p> <p>(費用の支払方法)</p> <p>第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担する費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。</p>														
<p>別表 会長、副会長（市長会長推薦の副会長を除く）および監事の報酬額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役職名</th> <th style="width: 20%;">内容</th> <th style="width: 15%;">1回あたりの報酬額</th> <th style="width: 50%;">年間報酬額の総額 (上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td>各種行事等に職務として出席した場合</td> <td> 半日（4時間未満） 5,000円 半日～1日 10,000円 </td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,200,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 会 長 監 事</td> <td>各種行事等に職務として出席した場合</td> <td> 半日（4時間未満） 4,000円 半日～1日 8,000円 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監 事</td> <td>監査など監事の職務として出席した場合</td> <td> 1回 4,000円 </td> </tr> </tbody> </table>		役職名	内容	1回あたりの報酬額	年間報酬額の総額 (上限額)	会 長	各種行事等に職務として出席した場合	半日（4時間未満） 5,000円 半日～1日 10,000円	1,200,000円	副 会 長 監 事	各種行事等に職務として出席した場合	半日（4時間未満） 4,000円 半日～1日 8,000円	監 事	監査など監事の職務として出席した場合	1回 4,000円
役職名	内容	1回あたりの報酬額	年間報酬額の総額 (上限額)												
会 長	各種行事等に職務として出席した場合	半日（4時間未満） 5,000円 半日～1日 10,000円	1,200,000円												
副 会 長 監 事	各種行事等に職務として出席した場合	半日（4時間未満） 4,000円 半日～1日 8,000円													
監 事	監査など監事の職務として出席した場合	1回 4,000円													